

工事請負契約約款改正概要（令和2年10月～）

○ 経緯等

建設業法の改正の、令和2年10月1日施行に伴う「監理技術者補佐」について、また、令和2年4月1日に施行されている民法の改正に伴う「相殺の充当」について、工事請負契約約款の改正を行う。

なお、本改正については、令和2年10月から施行することとする。

○ 主な改正内容

（1）監理技術者補佐について（第10条） **建設業法改正**

監理技術者の職務を補佐する者として、監理技術者補佐に関する規定を追加した。

（2）相殺の充当について（第60条） **民法改正**

発注者が、相殺の充当の順序の指定をできる規定を追加した。